

2020年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

第1問 (配点：20点 [各4点])

以下の記述のうち、判例の趣旨に照らし、正しいものは○、誤っているものは×を解答用紙に記入しなさい。

- (1) 民法上の組合は、社団又は財団でないため、民事訴訟法29条により当事者能力が認められることはない。
- (2) 訴訟係属中に、原告と被告の間で、訴訟外で「原告が訴えを取り下げ、被告がこれに同意する」旨の合意が成立したにもかかわらず、原告が訴えを取り下げなかった場合には、原告は権利保護の利益を喪失したものとみることができるから、裁判所は訴えを却下すべきである。
- (3) 職業の秘密とは、その事項が公開されると当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になる事項をいうが、これに該当しても、そのことから直ちに証言拒絶が認められるものではなく、その事項のうち保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められる。
- (4) 遺産確認の訴えと遺言無効確認の訴えは、いずれも相続人全員を当事者としなければならない固有必要的共同訴訟である。
- (5) 相殺の抗弁を認めて原告の請求を全部棄却した第1審判決に対し、原告のみが控訴し、被告が控訴も附帯控訴もしなかった場合、控訴審は、訴求債権がもともと存在しないと判断して、第1審判決を取り消して請求棄却の判決をすることはできない。

第2問 (配点：30点)

裁判上の自白の成立要件と撤回要件について、説明しなさい。

第3問 (配点：50点)

次の(設例)を読んで、問(1)、問(2)に答えなさい。

(設例)

大阪市に住所を有するXは、京都市内を観光していたところ、名古屋市に住所を有するYの運転する自動車と接触する交通事故(以下「本件事故」という。)に遭い、重傷を負った。

Xは、Yを被告として、不法行為に基づく治療費等200万円の損害賠償を求める訴えを、京都地方裁判所に提起した(以下「前訴」という。)

審理の結果、京都地方裁判所は、Xの請求を全部認容する判決を言い渡し、判決はそ

履修免除試験問題 法律科目試験

(民事訴訟法)

のまま確定した（以下「前訴判決」という。）。

その後、前訴当時には予見できなかった、本件事故に基づく後遺症がXに生じた。そこで、Xは、Yを被告として、後遺症による損害賠償を求める訴訟を提起した（以下「後訴」という。）。

問（1）（配点：20点）

前訴において、京都地方裁判所が、事物管轄と土地管轄を有することについて説明しなさい。

問（2）（配点：30点）

後訴が前訴判決の既判力に抵触しないか、検討しなさい。